

## 第2回都区財政調整協議会 協議内容

日 時:令和8年1月7日(水) 16:40~17:00

会 場:区政会館19階192会議室

出席者

都 側:佐藤総務局長

区 側:寺田新宿区副区長(会長)、佐藤文京区副区長(副会長)、川野大田区副区長(副会長)、大澤港区副区長、中嶋北区副区長、荒牧目黒区副区長、宮下練馬区副区長、岸川墨田区副区長、入澤特別区長会事務局長、宮原特別区長会事務局次長(司会)

### 1 開会

(司会)

ただいまから、令和7年度第2回都区財政調整協議会を開会いたします。

議題に入ります前に、財調協議会には、要綱で定める者の他、協議会が指名する者が出席できることとされておりますが、都側から総務局長を、出席させたい旨の申し出がございましたが、よろしいでしょうか。

(区側委員)

異議ありません。

(司会)

了承をいただきましたので、都側委員として総務局長に出席いただくことといたします。

次に、委員の出欠を確認させていただきます。

本日は、都側委員のうち、総務局総務部長、総務局行政部長、財務局主計部長が欠席です。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

はじめに、都区財政調整協議会幹事会の検討結果について、幹事会区側委員・都側委員から報告をお願いします。

### 2 幹事会検討結果報告

(幹事会区側委員)

私から、都区財政調整協議会幹事会における検討状況と、その「取りまとめ結果」について、ご報告いたします。

12月2日の第1回都区財政調整協議会におきまして、個別事項の具体的な検討を行うよう、幹事会に下命をいただきました。その後、12月3日から1月6日まで4回の幹事会を

開催し、令和8年度都区財政調整などについて協議を行いました。

幹事会での協議結果は、資料2「都区財政調整協議会幹事会のまとめ」に沿い、説明いたします。

それでは、協議結果の概要から説明いたします。

ローマ数字のⅠ「令和8年度当初フレームにおける協議課題の整理一覧」をご覧ください。基準財政需要額の算定について、「1. 新規算定」として7項目、「2. 算定改善等」として29項目を、さらに、4ページ、「3. その他」として2項目を整理し、計38項目を取りまとめました。

次に、ローマ数字のⅡ「令和7年度再調整の整理一覧」です。共同生活援助等事業費など6項目について、基準財政需要額として算定するものです。

それでは各項目の主なものについて具体的に説明いたします。

5ページ、ローマ数字のⅢ「令和8年度当初フレームにおける協議課題の整理」です。はじめに、「1. 新規算定」は、7項目です。

マルの4つ目、「高校生等医療費助成事業費」は、いわゆるマル青に係る経費について、新規算定するものです。

次のマルの5つ目、「予防接種費（帯状疱疹）」は、令和7年4月から定期接種化された帯状疱疹ワクチン接種に係る経費について、新規算定するものです。

次に、「2. 算定改善等」です。

算定充実、事業費の見直し、算定方法の改善等の3つに分類して記載しております。全部で29項目です。

まず、①の「算定充実」は、9項目です。

マルの1つ目、「男女共同参画事業費」は、男女共同参画に係る経費を見直し、算定を充実するものです。

マルの7つ目、「【小・中学校費】学校運営費（電気料・ガス料・水道料）」は、学校運営に係る光熱水費を見直し、算定を充実するものです。

続いて、6ページ、②の「事業費の見直し」は、7項目です。

マルの1つ目、「区民関係等事務費（人権擁護員）」は、各区の実施状況等を踏まえ、算定を廃止するものです。

マルの5つ目、「総務管理費（産業医報酬）」は、各区の実施状況等を踏まえ、算定を見直すものです。

次に、③「算定方法の改善等」は、13項目です。

マルの3つ目、「第一子無償化への対応」は、東京都が開始した第一子無償化に伴い、保育所等利用世帯の児童に対する保育料軽減に係る経費について、算定を改善するものです。

続いて、7ページ、マルの5つ目、「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」は、標準施設の経常的経費について、算定を改善するものです。

次に、「3. その他」は、2項目です。

マルの1つ目、「特別交付金の算定ルールの一部見直し」は、算定項目「C-I」の算出方法について、申請初年度の財調単価による算定と実績額による算定を比較して、いずれか少ない額を経費とみなす算出方法から、申請初年度から事業終了年度の財調単価の平均による算定と実績額による算定を比較して、いずれか少ない額を経費とみなす算出方法に変更するものです。

マルの2つ目、「公共施設改築工事費の臨時的算定」は、令和8年度に限り、公共施設改築工事費を臨時的に追加算定するものです。

次に、ローマ数字のIV「令和7年度再調整の整理」です。

4つ目のマル、「標準給単価等の見直し」は、特別区人事委員会勧告を受けた給与改定に伴う、標準給単価等の見直しに要する経費について、算定するものです。

次のマルの5つ目、「首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費」は、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費について、算定するものです。

以上が、都区財政調整協議会幹事会の協議結果の報告です。

(司会)

ただいまの報告を踏まえ、協議に入りたいと思います。

先ほどの幹事会報告を踏まえて、意見等がありましたらお願いいたします。

### 3 財源見通し等

(都側委員)

それでは、令和7年度及び令和8年度の特別区財政調整交付金の財源見通しについて、資料3に沿って説明いたします。

なお、東京都の予算編成作業は現在も続いておりますので、あくまでも現時点での見通しとなっています。

まず、令和7年度の調整税等の最終見込額は、当初フレームと比較して、固定資産税は、6億円の増、市町村民税法人分は、727億円の増、特別土地保有税は、増減なし、法人事業税交付対象額は、51億円の増、固定資産税減収補填特別交付金は、増減なし、として見込んでいます。

これらを合わせ、調整税等の総額は、当初フレームと比較しまして、785億円の増と見込んでいます。

これを、56%で計算しますと、440億円の増となり、普通交付金では413億円の増、特別交付金では26億円の増となります。

令和7年度の財源見通しは、このようになっていますが、普通交付金については、当初算定時に64億円の算定残が発生していましたので、これと合わせ、477億円が最終的な算定残となります。

続きまして、令和8年度の財源見通しについてですが、調整税等の見通しを、令和7年度当初フレームとの比較で申し上げます。

資料については、中段以降の表をご覧ください。

固定資産税は、245億円、1.6%の増、市町村民税法人分は、700億円、10.0%の増、特別土地保有税は、前年度並み、法人事業税交付対象額は、47億円、4.8%の増、固定資産税減収補填特別交付金は、前年度並みと見込んでいます。

この結果、調整税等の合計は、2兆4,106億円となります。

これを56%で計算しますと、1兆3,500億円で、これに令和6年度の精算分、104億円を加えた交付金総額は、Aの欄にありますとおり、1兆3,604億円となります。

このうち、94%分が普通交付金の財源で、1兆2,788億円を、6%分が特別交付金の財源で、816億円を見込んでいます。

続きまして、基準財政収入額です。

主な項目について、令和7年度当初フレームとの比較で申し上げます。

基幹税目である特別区民税は、904億円、8.4%の増、特別区たばこ税は、30億円、4.6%の増、株式等譲渡所得割交付金は、233億円、64.9%の増、地方消費税交付金は、326億円、13.0%の増、地方特例交付金は、40億円、81.0%の増、地方消費税交付金特例加算額は、30億円、13.0%の増となっています。

これらの結果、基準財政収入額全体では、B欄のとおり、1,524億円、10.1%増の、1兆6,621億円を見込んでいます。

一方で、基準財政需要額は、現行の算定方式により、人口・道路面積などの基礎数値の増減や物騰率の影響を反映した結果、C欄のとおり、2兆6,618億円となります。

基準財政需要額Cと、基準財政収入額Bの差額である、現時点での令和8年度普通交付金所要額は9,997億円ですので、先ほど申し上げた普通交付金の財源1兆2,788億円と比べまして、約2,790億円下回っていることとなります。

こうした財源見通しを踏まえた、都区財政調整の状況です。

先ほどの幹事会報告の内容で、令和7年度再調整及び令和8年度フレームにおける算定改善等を行うと、令和7年度では、再調整の財源477億円のほぼ全額を、普通交付金として各区に交付するとともに、令和8年度フレームでは、普通交付金の所要額が、先ほど説明しました財源1兆2,788億円に見合う額となります。

以上、財源見通しと幹事会のまとめを踏まえた、令和7年度及び令和8年度の都区財政調整の状況の説明といたします。

(区側委員)

ただいまの財源見通し、また、幹事会報告を受けまして、私から発言させていただきま

す。  
幹事会での協議の結果、提案事項の多くを反映できることとなったことについては、これまで培ってきた都区の信頼関係のもとで、議論を尽くしてきた成果であると考えております。

幹事会の議論を踏まえ、いくつかの事項について述べさせていただきます。

まず、都区間の財源配分に関する事項について、配分割合の変更事由にあたる事項はないことから、現行の配分割合のもと、協議を行ってまいりました。

そのうえで、特別区相互間の財政調整について、これまでの引き続きの課題をはじめ、特別区の実態及び現在の社会経済状況等を踏まえた需要の見直しの協議を行いました。

しかしながら、保育所等の副食費の無償化などの項目については、都区の考え方を一致させることはできませんでした。

財調制度は都と特別区の間のみ適用される制度であることから、財調上の基準財政需要額における「あるべき需要」や「合理的かつ妥当な水準」には、特別区の実態を反映すべきであることを改めて申し添えておきます。

次に、都区財政調整協議上の諸課題についてです。

まず、特別交付金について、割合が6%に変更になったことを踏まえ、算定ルールの見直しを提案し、一部の項目の見直しは合意することができたものの、都区の考え方を一致させることができなかった項目もありました。区側としては、各区の安定的な財政運営や算定の透明性・公平性の向上のため、引き続き見直しに向けた議論を行いたいと考えております。

次に、都市計画交付金について、今年度より予算額が300億円に増額されたところです。引き続き、特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、交付率の見直しなどを提案しました。しかしながら、都側は、「各区に現状や課題などをお伺いしながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、予算の増額にも取り組んできました」との発言に留まるのみで、具体的な議論ができておりません。

この問題の背景には、本来基礎自治体の財源である都市計画税が、都区制度が適用されていることから、都税とされ、特別区が行う都市計画事業に直接活用できないことがあります。その解決に向けた建設的な議論をお願いしたいと考えております。

以上の課題を含め、来年度に向けましても、特別区としては、いまだ多くの課題が残さ

れており、制度を見直していくことが必要と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

その他に意見がありましたらお願いします。

他に意見はないようですので、区側総括意見を区側委員からお願いいたします。

(区側委員)

本日の協議を踏まえて、区側の総括意見を申し上げたいと思います。

まず、今回の協議は、物価高騰による経済への影響、不合理な税制改正の懸念等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議となりました。このような厳しい状況の中、協議をとりまとめることができたのは、これまで培ってきた都区の信頼関係のもと、議論を尽くしてきたからであると考えております。

次に、特別区相互間の財政調整に関する事項について、今回の協議においても、都側から、国や他の自治体から、厳しい目が向けられているため、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく必要があるとの見解が示されました。区側としても、当該年度のあるべき需要を検討し、現行算定の見直しも含め特別区の実態に則した財政需要を的確に算定されるよう取り組んできたところです。

今回、特別区の喫緊の課題であるにもかかわらず、「あるべき需要」や「合理的かつ妥当な水準」の認識が一致せず、協議が整わなかった項目もありましたが、今後も特別区の実態を踏まえた当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、提案してまいります。

あわせて、財調制度の共通理解を深めるための協議も引続き行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、財調協議上の諸課題について、特別交付金は、一部の項目の見直しについて、合意することができたものの、都区の考え方を一致させることができなかった項目もありました。また、都市計画交付金については、都側から前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論とはなりません。いずれにせよ、それぞれ、引続きの議論が必要なことは会議の冒頭に申し上げたとおりです。

いくつかの事項において、都区の認識に相違があったわけですが、お互いの立場を尊重しながら、より強固な信頼関係に立って、議論を尽くしていくことが大事であると考えております。

12月19日に取りまとめられた令和8年度与党税制改正大綱では、地方法人課税に対する措置に加えて、固定資産税について、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得るとされ、特別区の貴重な税源をさらに吸い上げる動きが見受けられます。

このような国の動きは、特別区として決して看過できるものではありません。これまで以上に都と特別区が連携し、「不合理な税制改正」に、断固として反対していきたいと考えております。

残された課題は、今後の都区双方の真摯な協議によって解決することを期待しまして、令和8年度当初フレーム及び令和7年度再調整の取扱いについては、幹事会が取りまとめた内容で整理することを了承したいと思っております。

(司会)

続いて、都側の総括意見を都側委員からお願いします。

## 5 都側総括意見

(都側委員)

それでは、東京都の総括的意見を申し上げます。

ただいま、区側委員から、令和8年度フレーム及び令和7年度再調整について、幹事会が取りまとめた内容で了承したいとの発言をいただきました。東京都といたしましても、この内容をもって、協議会のまとめとすることで了承いたします。

今年度の協議は、国や他の自治体から都区に対して厳しい目が向けられる中での財調協議となりました。昨年末に公表された税制改正大綱においても、東京の財源を狙い撃ちにした地方税制度の改悪方針が示されており、今後の都区の財源への影響が懸念されます。

このような国の動きは、都として到底承服できるものではなく、断固として反対していくとともに、特別区の皆様と一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

先ほど区側委員から、「あるべき需要」や都市計画交付金などに係る発言がありましたが、私どもとしては、こうした時こそ、都区双方が自らを厳しく律し、適切な制度運営・財政運営に努めていく必要があると考えております。

いずれにしましても、本日、財調協議を取りまとめることができましたことは、これまで都区の信頼関係のもとで、先ほど、区側委員から発言があったとおり、議論を積み重ねてきた成果であると考えています。

都としましては、今後とも特別区の皆さまと十分協議しながら、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度を適切に運用していきたいと考えていますので、区側の皆様のご理解、ご協力を改めてお願いして、都側の総括的な意見とします。

(司会)

それでは、本日の協議を踏まえて、協議結果を整理すること、また、数値に大幅な変動があった場合は、書面にて財調協議会を開催し、お諮りするというところでよろしいでしょ

うか。

(委員)

異議ありません。

(司会)

それでは、これで第2回都区財政調整協議会を終了いたします。

※ 上記は都側で記録したものである。